

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月26日
【四半期会計期間】	第155期第3四半期 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼頭取 橋 本 和 正
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【電話番号】	大阪(06)6281-7000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 市 岡 和 人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋5丁目1番9号 銀泉新橋第2ビル2階 株式会社関西アーバン銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)6721-5156
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 東京事務所長 賀 谷 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成28年度 第 3 四半期連結 累計期間	平成29年度 第 3 四半期連結 累計期間	平成28年度
		(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 12月31日)	(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 12月31日)	(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
経常収益	百万円	66,124	65,468	89,098
経常利益	百万円	15,616	14,340	18,997
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	13,574	11,494	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	15,023
四半期包括利益	百万円	14,560	12,898	—
包括利益	百万円	—	—	16,271
純資産額	百万円	200,311	210,121	202,021
総資産額	百万円	4,555,224	4,631,614	4,603,756
1 株当たり四半期純利益金額	円	184.70	156.40	—
1 株当たり当期純利益金額	円	—	—	179.45
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	107.52	86.26	—
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	—	—	117.39
自己資本比率	%	4.36	4.50	4.35

		平成28年度 第 3 四半期連結 会計期間	平成29年度 第 3 四半期連結 会計期間
		(自 平成28年 10月 1 日 至 平成28年 12月31日)	(自 平成29年 10月 1 日 至 平成29年 12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	円	71.71	53.79

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
2 自己資本比率は、((四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末新株予約権 - (四半期) 期末非支配株主持分) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

15 親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係変更に伴うリスク

当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同グループにおける、当行グループの位置付け等に変更が生じた場合には、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社三井住友フィナンシャルグループや株式会社三井住友銀行の格付会社による格付が引き下げられた場合には、当行の格付が低下する可能性があります。

なお、平成29年9月26日に、当行、株式会社りそなホールディングス、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行及び株式会社近畿大阪銀行の6社を当事者とする統合契約書を締結致しました。

上記統合契約書の内容につきましては、「2 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

2 【経営上の重要な契約等】

当行、株式会社りそなホールディングス（社長 東和浩）（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（社長 國部毅）（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（頭取 高島誠）（以下、「三井住友銀行」）、株式会社みなと銀行（頭取 服部博明）（以下、「みなと銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（社長 中前公志）（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）は、当行、りそなホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みなと銀行及び近畿大阪銀行の間で平成29年3月3日に締結した基本合意書に基づき、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及びみなと銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する当行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに本持株会社による当行及びみなと銀行両行との株式交換をそれぞれ実施すること等により、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の3社（以下、「統合グループ」、3社をそれぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことをそれぞれ決議又は決定し、平成29年9月26日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結致しました。

当第3四半期連結会計期間におきましては、りそなホールディングスは、本統合契約に基づき、平成29年11月14日に本持株会社を設立し、同日、本持株会社は、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換、及び本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る契約（以下、「本株式交換契約」）を締結致しました。なお、本株式交換契約は、平成29年12月26日に開催された本持株会社、当行及びみなと銀行の各臨時株主総会、当行の普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会においてそれぞれ承認されております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりです。

また、りそなホールディングスは、平成29年11月28日付で本持株会社と株式譲渡契約を締結し、平成29年12月7日にりそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡致しました。

さらに、りそなホールディングスは、当行普通株式及びみなと銀行普通株式に対する公開買付けを、平成29年12月27日に開始致しました。

(1) 統合グループの経営理念

統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやり甲斐と誇りをもって働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとなるべく、以下の経営理念を掲げます。

統合グループの経営理念
関西の未来とともに歩む金融グループとして、 お客さまとともに成長します。 地域の豊かな未来を創造します。 変革に挑戦し進化し続けます。

(2) 統合グループの経営戦略

統合グループは、上記(1)に掲げる経営理念のもと、以下の3つの柱を軸として、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築することで、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

- 統合各社が培ってきた強みの共有とワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供を通じ、地域の幅広いお客さまとの関係を更に深掘りすることで、地域社会の発展・活性化に貢献してまいります。
- オペレーション改革のノウハウ共有や事務・システムの統合等を通じて、業務効率と生産性の飛躍的な向上を実現するとともに、お客さまに圧倒的な利便性を提供してまいります。
- お客さま・地域の期待にお応えするために、関西最大にして本邦有数の金融ボリュームに相応しい収益性・効率性・健全性を実現してまいります。

(3) 本経営統合の方式

本経営統合は、本統合契約に基づき、本経営統合の一連の行為が重要な点において法令等の違反を構成せず、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、当該行為を制限又は禁止する旨を求める申立、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含みます。）、本経営統合の一連の行為が重要な点において許認可等に抵触せず、抵触することが合理的に見込まれていないこと（当該行為を行うことについて必要とされる独占禁止法上の待機期間及び審査期間が経過していることを含みます。）、及び本経営統合の実行又はその経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生・判明しておらず、発生・判明することが合理的に見込まれていないことを条件として、下記(i)乃至()の3段階のステップを経て、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の各社が本持株会社の完全子会社となる持株会社方式によるものと致します。そして、かかる統合の結果、りそなホールディングスは本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とし、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度()を保有し本持株会社を持分法適用関連会社と致します。

本経営統合後の三井住友フィナンシャルグループは、当行及びみなと銀行のそれぞれの三井住友銀行以外の一般株主（以下、「本一般株主」）の全員がその保有する普通株式の全部について公開買付けへ応募した場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の26.3%を保有し、本一般株主の全員がその保有する普通株式の全部について公開買付けへ応募しなかった場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%を保有することとなります。

- () りそなホールディングスによる本持株会社の設立、りそなホールディングスによる本持株会社の増資の引受け、株式会社りそな銀行から本持株会社に対する貸付の実施、及びりそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての本持株会社への譲渡
- () りそなホールディングスによる当行の普通株式及びみなと銀行の普通株式を対象とする上限付き公開買付けの実施並びに本優先株式の取得
- () 本持株会社による当行及びみなと銀行との株式交換の実施（平成30年4月1日の効力発生を予定）

なお、本統合契約において、りそなホールディングス及び三井住友銀行は、本統合契約締結日から平成30年4月1日又は全当事者が別途合意する日までの間、りそなホールディングス又は三井住友銀行の保有する本優先株式につき、本優先株式の内容として定められる普通株式又は金銭を対価とする取得請求権のいずれをも行使しないものとされており、

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 経済金融環境

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、海外経済の緩やかな成長を背景に、回復基調で推移しました。

企業部門のうち製造業では、半導体製造装置や、スマートフォン向けの電子部品などの生産、輸出が好調でした。非製造業では、運輸・倉庫業や医療・福祉業などにおいて、人手不足の影響がみられましたが、都市部の再開発などの建設関連が全体をけん引しました。

また、家計部門では、個人消費において根強い節約志向が依然としてみられましたが、訪日外国人によるインバウンド需要が引き続き国内消費を下支えしました。

今後につきましては、北朝鮮情勢や米政権の政策運営など、海外の政治・経済動向に不透明感が残るものの、雇用や所得環境の改善を背景に、国内景気は、緩やかな回復傾向が続くものとみられます。

(ロ) 営業の成果

当第3四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第3四半期連結累計期間中1,180億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は4兆1,504億円となりました。譲渡性預金は当第3四半期連結累計期間中364億円減少し、当第3四半期連結会計期間末残高は998億円となりました。

一方、貸出金は当第3四半期連結累計期間中621億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は3兆9,127億円となりました。また、有価証券は当第3四半期連結累計期間中192億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は2,267億円となりました。

総資産は当第3四半期連結累計期間中278億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は4兆6,316億円となりました。

損益につきましては、当第3四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は前第3四半期連結累計期間比6億55百万円減少し、654億68百万円となりました。また、経常費用は前第3四半期連結累計期間比6億21百万円増加し、511億28百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第3四半期連結累計期間比12億76百万円減益の143億40百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は前第3四半期連結累計期間比20億79百万円減益の114億94百万円となりました。

純資産につきましては、当第3四半期連結累計期間中81億円増加し、2,101億円となりました。うち株主資本は当第3四半期連結累計期間中67億円増加し、1,982億円となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比9億5百万円減益の483億55百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比4億85百万円減益の165億66百万円となりました。リース業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比47百万円減益の10億34百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比5億13百万円減益となる1億83百万円の損失となりました。その他事業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比9百万円増益の7億28百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比7百万円減益の11百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第3四半期連結累計期間中84人増加し2,620人、リース業は当第3四半期連結累計期間中13人増加し68人、その他事業は当第3四半期連結累計期間中5人増加し33人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

当行及び連結子会社は、海外の拠点がありませんので、事業の種類別セグメントの業績で記載しております。

セグメント別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比15億30百万円の減益となる407億56百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比9億63百万円の増益となる72億75百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比2億68百万円の減益となる18億7百万円であり、収支合計は前第3四半期連結累計期間比8億35百万円の減益となる498億39百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比14億98百万円の減益となる399億90百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比9億54百万円の増益となる66億98百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比3億60百万円の減益となる16億66百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比1億46百万円の減益となる8億96百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比98百万円の増益となる1億37百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比1百万円の減益となる21百万円の損失、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比20百万円の増益となる6億33百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比10百万円の減益となる1億15百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	41,489	1,042	20	225	42,286
	当第3四半期連結累計期間	39,990	896	21	109	40,756
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	45,944	1,382	0	618	46,709
	当第3四半期連結累計期間	43,463	1,256	0	513	44,206
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	4,455	339	20	392	4,422
	当第3四半期連結累計期間	3,473	360	21	404	3,450
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	5,744	—	613	45	6,312
	当第3四半期連結累計期間	6,698	—	633	56	7,275
うち役務取引等 収益	前第3四半期連結累計期間	10,096	—	613	45	10,663
	当第3四半期連結累計期間	11,249	—	633	56	11,827
うち役務取引等 費用	前第3四半期連結累計期間	4,351	—	—	—	4,351
	当第3四半期連結累計期間	4,551	—	—	—	4,551
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	2,027	38	126	116	2,075
	当第3四半期連結累計期間	1,666	137	115	112	1,807
うちその他業務 収益	前第3四半期連結累計期間	2,027	6,192	126	156	8,188
	当第3四半期連結累計期間	1,685	7,564	115	162	9,203
うちその他業務 費用	前第3四半期連結累計期間	—	6,153	—	40	6,112
	当第3四半期連結累計期間	19	7,427	—	50	7,396

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

セグメント別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比11億63百万円増加して118億27百万円、役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比1億99百万円増加して45億51百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比9億63百万円の増益となる72億75百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比11億53百万円増加して112億49百万円、役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比1億99百万円増加して45億51百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比9億54百万円の増益となる66億98百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比20百万円増加して6億33百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比20百万円の増益となる6億33百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	10,096	—	613	45	10,663
	当第3四半期連結累計期間	11,249	—	633	56	11,827
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,919	—	—	38	1,880
	当第3四半期連結累計期間	2,220	—	—	48	2,171
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,397	—	—	2	1,395
	当第3四半期連結累計期間	1,387	—	—	2	1,384
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	77	—	—	—	77
	当第3四半期連結累計期間	31	—	—	—	31
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	1,613	—	—	1	1,611
	当第3四半期連結累計期間	2,096	—	—	1	2,095
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	84	—	—	—	84
	当第3四半期連結累計期間	81	—	—	—	81
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	980	—	—	0	980
	当第3四半期連結累計期間	1,074	—	—	0	1,074
うちクレジットカード業務	前第3四半期連結累計期間	—	—	541	—	541
	当第3四半期連結累計期間	—	—	577	—	577
うち投資信託業務	前第3四半期連結累計期間	3,741	—	—	—	3,741
	当第3四半期連結累計期間	4,053	—	—	—	4,053
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,351	—	—	—	4,351
	当第3四半期連結累計期間	4,551	—	—	—	4,551
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	328	—	—	—	328
	当第3四半期連結累計期間	326	—	—	—	326

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	4,034,675	—	—	1,967	4,032,708
	当第3四半期連結会計期間	4,152,047	—	—	1,599	4,150,447
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,336,539	—	—	1,719	1,334,820
	当第3四半期連結会計期間	1,455,739	—	—	1,342	1,454,397
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	2,674,175	—	—	248	2,673,927
	当第3四半期連結会計期間	2,673,667	—	—	256	2,673,411
うちその他	前第3四半期連結会計期間	23,960	—	—	—	23,960
	当第3四半期連結会計期間	22,639	—	—	—	22,639
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	100,066	—	—	—	100,066
	当第3四半期連結会計期間	99,800	—	—	—	99,800
総合計	前第3四半期連結会計期間	4,134,741	—	—	1,967	4,132,774
	当第3四半期連結会計期間	4,251,847	—	—	1,599	4,250,247

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業の主な内容
(1) 銀行業.....銀行業
(2) リース業.....リース業
(3) その他事業.....クレジットカード業
3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。
4 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
5 定期性預金 = 定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 ()	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,832,021	—	—	20,264	3,811,756	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,313	—	—	—	1,313	0.03
製造業	122,578	—	—	—	122,578	3.22
建設業	94,742	—	—	—	94,742	2.49
運輸・情報通信 及び公益事業	115,000	—	—	—	115,000	3.02
卸売・小売業	175,341	—	—	—	175,341	4.60
金融・保険業	9,501	—	—	2,489	7,012	0.18
不動産業・ 物品賃貸業	885,164	—	—	17,775	867,389	22.76
各種サービス業	375,203	—	—	—	375,203	9.84
地方公共団体	14,103	—	—	—	14,103	0.37
個人	2,039,071	—	—	—	2,039,071	53.49
その他	—	—	—	—	—	—
特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,832,021	—	—	20,264	3,811,756	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当第3四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 ()	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,930,925	—	—	20,614	3,910,311	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,341	—	—	—	1,341	0.04
製造業	122,549	—	—	—	122,549	3.13
建設業	95,726	—	—	—	95,726	2.45
運輸・情報通信 及び公益事業	102,107	—	—	—	102,107	2.61
卸売・小売業	179,554	—	—	—	179,554	4.59
金融・保険業	8,801	—	—	2,785	6,015	0.15
不動産業・ 物品賃貸業	923,086	—	—	17,828	905,257	23.15
各種サービス業	384,054	—	—	—	384,054	9.82
地方公共団体	14,684	—	—	—	14,684	0.38
個人	2,099,020	—	—	—	2,099,020	53.68
その他	—	—	—	—	—	—
特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,930,925	—	—	20,614	3,910,311	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

(2) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

平成29年9月26日に、当行は株式会社みなと銀行及び株式会社近畿大阪銀行と経営統合を行うことについて、最終合意を致しました。

上記につきましては、「2 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年1月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	73,791,891	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、100株であり ます。
第一種優先株式	73,000,000	同左	——	(注)
計	146,791,891	同左	——	——

(注) 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乘じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR 6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR 6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR 6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、1,421円00銭とする（平成30年1月1日より適用）。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が882円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(ヘ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C.(イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D.に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C.(ニ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A.または下記B.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(ニ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B．上記A．(イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- C．(イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A．(イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A．およびB．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A．(ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A．(ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A．(ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (二) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、()上記A．(イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、()上記A．(ロ)および(ヘ)の場合には0円、()上記A．(ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(二)の場合は修正価額）とする。
- D．上記A．(ハ)ないし(ホ)および上記C．(二)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E．上記A．(ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C．(ハ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F．上記A．(イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A．(イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G．取得価額調整式により算出された上記A．柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。

- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当会社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当会社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	—	146,791	—	47,039	—	18,937

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1(株式等の状況)の(1) (株式の総数等)の(発行 済株式)参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,157,500	731,575	—
単元未満株式	普通株式 333,691	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	146,791,891	—	—
総株主の議決権	—	731,575	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3,600株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式57株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	300,700	—	300,700	0.20
計	———	300,700	—	300,700	0.20

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記 発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
- 3 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
現金預け金	395,305	340,453
コールローン及び買入手形	3,926	565
有価証券	207,551	226,766
貸出金	¹ 3,850,577	¹ 3,912,711
外国為替	6,073	5,343
その他資産	67,316	72,628
有形固定資産	53,941	53,486
無形固定資産	14,972	14,468
退職給付に係る資産	2,529	3,105
繰延税金資産	17,349	16,154
支払承諾見返	6,511	6,169
貸倒引当金	22,298	20,238
資産の部合計	4,603,756	4,631,614
負債の部		
預金	4,032,381	4,150,447
譲渡性預金	136,210	99,800
コールマネー及び売渡手形	80,000	30,000
債券貸借取引受入担保金	539	-
借入金	90,352	90,630
外国為替	62	68
社債	10,000	-
その他負債	34,693	34,534
賞与引当金	2,518	1,238
退職給付に係る負債	6,850	6,896
睡眠預金払戻損失引当金	743	799
偶発損失引当金	499	536
繰延税金負債	4	5
再評価に係る繰延税金負債	366	366
支払承諾	6,511	6,169
負債の部合計	4,401,734	4,421,492
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
利益剰余金	50,950	57,671
自己株式	606	609
株主資本合計	191,547	198,265
その他有価証券評価差額金	12,148	13,093
繰延ヘッジ損益	125	134
土地再評価差額金	787	787
退職給付に係る調整累計額	3,645	3,165
その他の包括利益累計額合計	9,164	10,580
新株予約権	29	16
非支配株主持分	1,279	1,259
純資産の部合計	202,021	210,121
負債及び純資産の部合計	4,603,756	4,631,614

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
経常収益	66,124	65,468
資金運用収益	46,709	44,206
(うち貸出金利息)	43,594	41,150
(うち有価証券利息配当金)	1,713	1,791
役務取引等収益	10,663	11,827
その他業務収益	8,188	9,203
その他経常収益	¹ 562	¹ 231
経常費用	50,507	51,128
資金調達費用	4,422	3,450
(うち預金利息)	3,460	2,871
役務取引等費用	4,351	4,551
その他業務費用	6,112	7,396
営業経費	34,196	34,537
その他経常費用	² 1,423	² 1,193
経常利益	15,616	14,340
特別利益	48	13
固定資産処分益	29	-
新株予約権戻入益	18	13
特別損失	203	755
固定資産処分損	73	17
減損損失	129	55
その他の特別損失	-	³ 682
税金等調整前四半期純利益	15,461	13,597
法人税、住民税及び事業税	1,443	1,542
法人税等調整額	407	573
法人税等合計	1,851	2,116
四半期純利益	13,610	11,481
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	35	13
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,574	11,494

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	13,610	11,481
その他の包括利益	950	1,416
その他有価証券評価差額金	347	944
繰延ヘッジ損益	126	8
退職給付に係る調整額	476	480
四半期包括利益	14,560	12,898
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,523	12,910
非支配株主に係る四半期包括利益	36	12

【注記事項】

(追加情報)

(当行、株式会社みなと銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合)

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、当行、株式会社りそなホールディングス(以下、「りそなホールディングス」)、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「三井住友フィナンシャルグループ」)、株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)、株式会社みなと銀行(以下、「みなと銀行」)及び株式会社近畿大阪銀行(以下、「近畿大阪銀行」)の6社(以下、6社を併せて「全当事者」)の間で、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」(以下、「本持株会社」)を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及びみなと銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する当行の第一種優先株式(以下、「本優先株式」)をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに本持株会社による当行及びみなと銀行との株式交換(以下、「本株式交換」)をそれぞれ実施すること等により、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の3社(3社をそれぞれ以下、「統合各社」)の経営統合(以下、「本経営統合」)を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書(以下、「本統合契約」)を締結致しました。

当第3四半期連結会計期間におきましては、りそなホールディングスは、本統合契約に基づき、平成29年11月14日に本持株会社を設立し、同日、本持株会社は、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換、及び本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る契約(以下、「本株式交換契約」)を締結致しました。なお、本株式交換契約は、平成29年12月26日に開催された本持株会社、当行及びみなと銀行の各臨時株主総会、当行の普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会においてそれぞれ承認されております。

また、りそなホールディングスは、平成29年11月28日付で本持株会社と株式譲渡契約を締結し、平成29年12月7日にりそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社に譲渡致しました。

さらに、りそなホールディングスは、当行普通株式及びみなと銀行普通株式に対する公開買付けを、平成29年12月27日に開始致しました。

1. 本経営統合の目的

当行、りそなホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みなと銀行及び近畿大阪銀行の間で、平成29年3月3日に締結された基本合意書に記載のとおり、全当事者は、統合各社の強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、平成29年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

2. 本経営統合の方式

本経営統合は、本統合契約に基づき、本経営統合の一連の行為が重要な点において法令等の違反を構成せず、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、当該行為を制限又は禁止する旨を求める申立、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含みます。）、本経営統合の一連の行為が重要な点において許認可等に抵触せず、抵触することが合理的に見込まれていないこと（当該行為を行うことについて必要とされる独占禁止法上の待機期間及び審査期間が経過していることを含みます。）、及び本経営統合の実行又はその経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生・判明しておらず、発生・判明することが合理的に見込まれていないことを条件として、下記（ ）乃至（ ）の3段階のステップを経て、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の各社が本持株会社の完全子会社となる持株会社方式によるものと致します。そして、かかる統合の結果、りそなホールディングスは本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とし、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社を持分法適用関連会社と致します。

- （ ）りそなホールディングスによる本持株会社の設立、りそなホールディングスによる本持株会社の増資の引受け、株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」）から本持株会社に対する貸付の実施、及びりそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての本持株会社への譲渡
- （ ）りそなホールディングスによる当行の普通株式及びみなと銀行の普通株式を対象とする上限付き公開買付け（以下、「本公開買付け」）の実施並びに本優先株式の取得
- （ ）本持株会社による当行及びみなと銀行との株式交換の実施（平成30年4月1日の効力発生を予定）

３．本経営統合の日程

平成29年 9 月26日	本統合契約の締結に係る当行、りそなホールディングス、三井住友銀行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナンシャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日	当行及びみなと銀行の各臨時株主総会並びに当行の普通株主及び本優先株式の株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日	当行及びみなと銀行の各臨時株主総会並びに当行の普通株主及び本優先株式の株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年12月 7 日	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日	本持株会社、当行及びみなと銀行の各臨時株主総会、当行の普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会
平成29年12月27日	当行株式公開買付け及びみなと銀行株式公開買付けの開始日
平成30年 2 月14日（予定）	当行株式公開買付け及びみなと銀行株式公開買付けの終了日
平成30年 2 月20日（予定）	本優先株式譲渡の実行
平成30年 3 月28日（予定）	当行の普通株式及びみなと銀行の普通株式の上場廃止
平成30年 3 月30日（予定）	当行及びみなと銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年 4 月 1 日（予定）	本株式交換の効力発生 本持株会社の普通株式のテクニカル上場
平成31年 4 月頃（予定）	当行-近畿大阪銀行合併

上記スケジュールは、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、金融庁、公正取引委員会等の関係当局等への届出、許認可の取得その他の本経営統合に向けた諸準備の進捗、又はその他の理由により変更が生じる場合があります。

4. 本経営統合の主な条件（概要）

本経営統合に関する主な条件の概要は以下のとおりです。

本株式交換の条件	(1) 本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式交換比率は1：2.37とします。 (2) 本持株会社と当行との間の普通株式に係る株式交換比率は1：1.60とし、本優先株式に係る株式交換比率は1：1.30975768とします。 上記株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期するため、当行はPwCアドバイザリー合同会社を、りそなホールディングスはメルリンチ日本証券株式会社を、みなと銀行はEYトラザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を株式交換比率等の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ経済条件の分析又は算定を依頼し、当該第三者算定機関による分析又は算定結果を参考に、それぞれ統合各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、また、りそなホールディングスにおいては一連の本経営統合に関する条件を全体として検討し、全当事者間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本株式交換における株式交換比率を決定し、合意致しました。
本公開買付けの条件	(1) みなと銀行株式公開買付けの条件 公開買付けの対象 みなと銀行の普通株式 公開買付価格 2,233円 上限、下限 上限は6,182,500株とし、下限は設定しません。 公開買付期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日) 決済の開始日 公開買付期間が終了した後遅滞なく 三井住友銀行による応募数(三井住友銀行が信託管理人からの同意等を条件として、退職給付信託の受託者へ応募を指図することにより、応募される株式数を含みます。) 18,483,435株 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとします。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとします。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、みなと銀行株式公開買付けの開始までに変更があり得ます。 (2) 当行株式公開買付けの条件 公開買付けの対象 当行の普通株式 公開買付価格 1,503円 上限、下限 上限は11,029,200株とし、下限は設定しません。 公開買付期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日) 決済の開始日 公開買付期間が終了した後遅滞なく 三井住友銀行による応募数 36,109,772株 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとします。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとします。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、当行株式公開買付けの開始までに変更があり得ます。

近畿大阪銀行株式譲渡の条件	(1) 近畿大阪銀行株式譲渡株数 1,827,196,574株 (2) 近畿大阪銀行株式譲渡価格 86,079,226,690円(1株当たり47.11円) (3) 本持株会社の資本・負債の調達金額及び条件 資本による調達金額 募集株式数 62,278,950株 払込金額 1株につき942.2円 本株式交換の効力発生日以降の本持株会社の株価水準及び証券取引所から要請される投資単位の水準を考慮し、近畿大阪銀行の1株当たり価格の20倍相当としております。 払込金額の総額 58,679,226,690円 増加する資本金及び資本準備金 資本金 29,339,613,345円(1株につき471.1円) 資本準備金 29,339,613,345円(1株につき471.1円) 本持株会社は、資本準備金の額の減少を実施し、減少後の資本準備金の額を0円と致しました。 負債による調達金額及び条件 貸付人 りそな銀行 調達金額 27,400,000,000円 その他の条件 同種の独立した第三者間の取引と同等の条件とします。
本優先株式譲渡の条件	(1) 本優先株式譲渡株数 73,000,000株 (2) 本優先株式譲渡価格 74,000,000,000円 (1株当たり1,013.70円。当該譲渡価格に経過未払配当相当額は含まれず、別途の経過未払配当相当額の清算も行われません。)
剰余金の配当に関する条件	本株式交換の効力発生までを基準日とする当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の剰余金の配当 (1) 当行 基準日 普通株式 平成30年3月31日 優先株式 平成30年3月31日 配当額 普通株式 総額2,940,000,000円を上限とします。 優先株式 総額1,860,000,000円を上限とします。 (2) みなと銀行 基準日 平成30年3月31日 配当額 総額2,052,000,000円を上限とします。 (3) 近畿大阪銀行 基準日 近畿大阪銀行株式譲渡の実行日の前日以前の日 配当額 総額1,269,901,618円

5. 本株式交換の株式交換完全親会社となる会社の概要

商号 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
(英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)

本店の所在地 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

代表者の氏名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本株式交換の効力発生日における当行頭取、みなと銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。

資本金の額 29,589,614,338円(平成29年12月31日現在)

事業の内容 銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とします。

- (1) 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
破綻先債権額	760百万円	720百万円
延滞債権額	54,566百万円	51,621百万円
3 カ月以上延滞債権額	25百万円	33百万円
貸出条件緩和債権額	9,116百万円	5,944百万円
合計額	64,469百万円	58,320百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年12月31日)
株式等売却益	387百万円	118百万円

2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年12月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	574百万円	604百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	197百万円	293百万円
貸倒引当金繰入額	524百万円	166百万円

3 その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年12月31日)
システム開発中止に伴う損失額	一百万円	682百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期連結累計期間に係る減価償却費 (のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	2,728百万円	2,921百万円
のれんの償却額	552百万円	552百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日	利益剰余金
	種類株式	第一種 優先株式	1,921	26.32	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日	利益剰余金
合計			4,861				

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日	利益剰余金
	種類株式	第一種 優先株式	1,834	25.13	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日	利益剰余金
合計			4,774				

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益	49,261	1,081	718	51,061
経費	31,528	757	710	32,996
与信関係費用	681	6	9	665
セグメント利益 - -	17,051	330	18	17,400

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
セグメント利益	17,400
セグメント間取引消去	37
株式等損益	376
その他	2,122
四半期連結損益計算書の経常利益	15,616

(注) 1 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額 552百万円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益	48,355	1,034	728	50,118
経費	31,608	891	723	33,222
与信関係費用	181	326	6	501
セグメント利益 - -	16,566	183	11	16,393

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
セグメント利益	16,393
セグメント間取引消去	80
株式等損益	117
その他	2,251
四半期連結損益計算書の経常利益	14,340

(注) 1 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額 552百万円が含まれております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	9,953	23,052	13,099
債券	142,063	143,387	1,323
国債	34,060	34,090	29
地方債	3,531	3,540	9
社債	104,471	105,756	1,284
その他	36,172	38,918	2,745
合計	188,190	205,358	17,168

当第 3 四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	9,990	26,461	16,471
債券	148,058	149,120	1,062
国債	24,561	24,609	48
地方債	9,127	9,125	2
社債	114,369	115,384	1,015
その他	48,525	49,518	993
合計	206,573	225,100	18,526

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額) とするとともに、評価差額を当第 3 四半期連結累計期間 (連結会計年度) の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度及び当第 3 四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当第 3 四半期連結会計期間末 (前連結会計年度末) 前 1 カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当第 3 四半期連結会計期間末日 (前連結会計年度末日) の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	724,863	4,294	4,294
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	4,294	4,294

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当第3四半期連結会計期間(平成29年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	734,623	4,403	4,403
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	4,403	4,403

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	136,025	239	239
	為替予約	4,469	19	19
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	259	259

- （注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

当第3四半期連結会計期間（平成29年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	150,055	306	306
	為替予約	7,457	13	13
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	319	319

- （注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	円	184.70	156.40
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	13,574	11,494
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	百万円	13,574	11,494
普通株式の期中平均株式数	千株	73,494	73,491
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	107.52	86.26
(算定上の基礎)			
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	百万円	13,574	11,494
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式の期中平均株式数	千株	73,494	73,491
普通株式増加数	千株	52,753	59,757
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成19年 6 月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6 千株 普通株式 5 千株	
		平成20年 6 月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 16千株	平成20年 6 月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 14千株
		平成21年 6 月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 25千株	平成21年 6 月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 21千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 1 月25日

株式会社関西アーバン銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。